

平成28年度 高校奨学生を募集



高等学校などに在学している生徒で、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を支給します。

【支給金額】月額5千円

【主な受給要件】

- ・徳島県奨学金（高校）の貸与が決定していること
- ・保護者が本市に住所を有していること ほか

【申込締切日】

6月30日(木)必着

※受給要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。教育政策課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市教育委員会教育政策課

（教育庁舎2階）

☎ 32・3813 / FAX 32・2126

Mail: kyouikuseisaku@city.komatsushima.tokushima.jp
omatsushima.tokushima.jp

国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用ください

平成28年度の国民年金保険料は月額16,260円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※所得審査対象者の方で、退職(失業)された方は、失業日の翌々年6月分までは所得状況を除外して審査が行われます。(雇用保険受給資格者証、離職票などの写しが必要です。)

※平成26年4月より、申請時点の2年1か月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。

① 免除(全額免除・一部免除)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

免除の種類(月々の保険料)	所得基準の目安	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	1/2が反映
3/4免除 (4,070円)	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	5/8が反映
半額免除 (8,130円)	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	3/4が反映
1/4免除 (12,200円)	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	7/8が反映

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。※平成28年7月法改正で納付猶予対象者が50歳未満まで拡大されます。

③ 学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※学生証(コピーでも可)をご提示ください。

◆ 保険料の追納 ◆

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

お問い合わせ・申請先

市健康増進課年金担当
(市役所1階③番窓口)

☎ 32・4120

FAX 35・0173

Mail: kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp

